

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社に雇用されタクシー運転手として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前1時52分頃、タクシーに乗務中、同市内で赤信号のため停車していたところ、急発進した後続の普通自動車に追突されて負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D病院に受診し「頸部挫傷、腰部挫傷、両膝部挫傷、右足部挫傷、両股関節打撲傷」と診断された。

請求人は、加療の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となったが、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたものの、請求人には、平成〇年〇月〇日に発生した業務中の被追突事故のほか複数の災害による障害等級第14級の既存障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、同給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更に、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第14級を超え、加重に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 障害補償給付は、障害による労働能力の喪失に対する損失を補償を目的とするものであることから、傷病が治ったときに残存する障害が当該傷病と相当因果関係を有し、その存在が医学的に認められ、労働能力の喪失を伴うものを対象にしているところ、請求人は、右足爪先から股関節までの不具合、首回りの締め付け感、腰の脱力感等を訴えて、障害等級第12級（局部にがん固な神経症状を残すもの）に相当すると主張しているため、以下検討する。

(2) 請求人の主治医のE医師は、平成〇年〇月〇日付けの診断書において、障害の状態について、右下肢全体に脱力感がある、足部や右上肢に疼痛がある、頸部も痛い、右手でボタンが押しにくい、股関節が上げにくい、腰部は鈍痛、右足背がしびれている、寒冷や雨天で増悪する、耳が聞こえにくいと記載する一方、他覚的な麻痺は認めないと所見しており、F医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書で、請求人の多様な愁訴について、要旨、過去に数回被追突事故に遭っているため、いつから存在しているのか判然としない、従来の障害等級（第14級の9）を超える障害とは思わない、と述べている。

さらに、G医師は、平成〇年〇月〇日付けの鑑定書において、①X線では、頸部正面で異常なく、側面は頸椎前弯が消失して項中隔石灰化がみられ、腰椎はL1/2、L3/4、L5/S1間に骨棘が、L5/S1椎間板に狭小化が

あり、膝関節は正面、側面ともに異常なく、足部は正面で異常なく斜めで立方骨と踵骨関節の外側に過剰骨を思わせる像がみられる、②MRIでは、腰椎はL3/4椎間板高位から仙骨にかけて硬膜管の狭窄があり、L2/3椎間板以下に脊柱管狭窄が著明であり、頸椎には異常を認めず、股関節も特に異常を認めない、③以上の頸椎及び腰椎の所見は、外傷によって短期間に起こったものではなく、加齢現象によって生じたものと考えられる、④頸部痛、腰痛、右股関節痛、右足背痛、右肘痛及び右前腕痛、右下肢しびれ等の症状が残存するが、他覚的所見として、頸椎及び腰椎の異常による客観的神経症状は認められない、⑤従って、「局部に神経症状が残存するもの」に該当し、既存障害の程度を重くしたものとは認められない、と判断している。

(3) 以上、いずれの医証においても、本件災害により、他覚的所見として請求人に障害が残存することを認めておらず、したがって、現存する障害の程度は、既存障害の程度と同等であるとみることが相当であり、障害等級第14級を超える障害が残存していると判断することはできない。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。